第七規則　証書の様式

証書は、付録に定める様式により、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかで作成する。発給する国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

第八規則　証書の有効期間及び効力

1　証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。

2.1　1の規定にかかわらず、更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.2　更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.3　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

3　証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて1に定める最長の期間まで延長することができる。

4　更新検査が完了した場合において、証書の有効期間の満了の日前に新証書を発給すること又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、証書に裏書をすることができるものとし、その証書は、当該満了の日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。

5　証書の有効期間の満了の時に船舶が検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、船舶がその検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにすることのみを目的とする場合において、適当かつ合理的と認められるときに限り、許可される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行ってはならない。有効期間の延長を許可された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新証書の発給を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

6　短航海に従事する船舶に発給された証書であつて、3から5までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

7　主管庁が定める特別な状況においては、2.2、5又は6に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することによつて新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

8　第五規則及び第六規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

.1　第四規則1に規定する期間内に検査が完了しない場合

.2　船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新証書は、これを発給する政府が当該船舶が第四規則7及び8に定める要件に適合していると認めた場合にのみ発給される。締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であった締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

第三章　排出の設備及び規制

第九規則　汚水処理装置

1　第二規則に従いこの附属書の規定に従うことを要求される船舶には、次に掲げる汚水処理装置のうち一を設置する。

.1　国際海事機関が作成した基準及び検査方法（注）を考慮して主管庁が承認する型式の汚水処理プラント

.2　主管庁が承認する汚水の粉砕消毒装置。当該装置は、船舶が最も近い陸地から三海里未満の場所に存在する場合において汚水を一時的に貯留するため、主管庁が認める設備を備えるものでなければならない。

.3　全ての汚水を保持するため、船舶の運航、船内の人の数その他の関連要素を考慮した上で、主管庁が認める容量を有する貯留タンク。当該貯留タンクは、主管庁が認める構造であり、かつ、内容物の量を視覚的に表示するものでなければならない。

注　国際海事機関の海洋環境保護委員会が決議ＭＥＰＣ二（Ⅵ）によつて採択した汚水処理プラントの性能試験についての国際排出基準及び指針に関する勧告を参照すること。現存船については、国内仕様が受け入れられる。

第十規則　標準排出連結具

1　船舶の排出管と受入施設の管との連結を可能にするため、両方の管には、次の表に定める標準排出連結具を取り付ける。

排出連結具用フランジの標準寸法

項　目	寸　法
外径	二一〇ミリメートル
内径	管の外径に応じたもの
ボルト円の径	一七〇ミリメートル
フランジの溝	径一八ミリメートルの四の穴をボルト円上に等間隔に配置し、フランジの外縁まで溝をつける。溝の幅は、一八ミリメートルとする。
フランジの厚さ	一六ミリメートル
ボルト及びナットの数及び径	径一六ミリメートルの適当な長さのもの四組

フランジは、最大一〇〇ミリメートルの内径の管に取り付けることができるように設計するものとし、鋼その他これと同等の材料を使用し、かつ、平らな面を持つものでなければならない。フランジは、適当なガスケットを付けた場合に六〇〇キロパスカルの使用圧力に耐え得るものでなければならない。

型深さ五メートル以下の船舶については、排出連結具の内径は、三十八ミリメートルとすることができる。

2　旅客フェリー等の用途が限定された船舶については、船舶の排出管に代えて、簡易継手のような主管庁が認めることができる排出連結具を取り付けることができる。